



「出港前報告制度」の導入に係る NACCS センターと
「日本通運株式会社」とのサービス・プロバイダー契約の締結について

平成 25 年 3 月 18 日(月)、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社(以下、「NACCS センター」という。)と日本通運株式会社(本社：東京)は、我が国で平成 26 年 3 月からの導入が予定されている「出港前報告制度」に関し、当該制度の報告義務者である海外の船会社及び利用運送事業者(NVOCC)が NACCS を用い、海外から日本国税関に対し電子的に報告を行う仕組みを整備するため、サービス・プロバイダー契約を締結いたしましたので、お知らせします。

NACCS センターにおいては、これまでにお知らせしてきたとおり、海外からの電子的報告を行う仕組みを整備するため、海外のサービス・プロバイダー計 7 社との間で、契約を締結して参りましたが、今般の「日本通運株式会社」との契約締結は、邦人企業との契約第 1 号となります。

■本件に関するお問合せ先： 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

〒212-0013 川崎市幸区堀川町 580 番地 ソリッドスクエア西館 8 階

担当：企画部(神例・荒巻)

Tel : 044-520-6278 Fax : 044-520-6247 E-mail: afr-c@naccs.jp

■NACCS センターは、本年 3 月 1 日、出港前報告制度に関して NACCS センターが提供する全ての情報が一括して掲載される「出港前報告制度掲示板」を開設しております。同掲示板には、当該制度の運用に関する情報のほか、サービス・プロバイダーとの接続契約の締結状況等について掲載しておりますので、ご参照ください。

<http://www.naccscenter.com/afr/indexj.html>



◆輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

吉本卓雄代表取締役社長メッセージ

本日、日本通運株式会社と「出港前報告制度」に係るサービス・プロバイダー契約を締結することができたことを皆様にお知らせいたします。

出港前報告制度に関しては、国際コンテナ航路の拠点港を中心に、対象となる我が国向け海上コンテナ貨物に関する報告が適時適切に行われる体制の構築が求められていますが、今般、アジア、欧米等に多くの拠点を有し、世界的な物流ネットワークを構築・運営している日本通運株式会社をパートナーとしてお迎えすることとなりました。

日本通運株式会社とは、従来様々な協力関係を築いてきておりますが、今般、新たに出港前報告制度について共に取り組んでいくことができることを嬉しく思うとともに、1年後に迫った制度施行を見据え、両社で緊密に連携して参る所存です。

◆日本通運株式会社メッセージ

本日、「出港前報告制度」に係るサービス・プロバイダー契約を輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社と締結することができました。

当社は、世界40カ国、438拠点(2012年12月末時点)のネットワークを持ち、30年以上に渡りNVOCCとして、アジア・オセアニア、欧州、米州との輸出入を手がけてきました。また、貨物の安全輸送のため、米国24時間ルールにも積極的に対応してまいりました。この度、「出港前報告制度」の施行に当たり、プロバイダーになることにより、発地のNVOCC代理店ときめ細かな情報交換を行い、日本への輸入貨物の流れを滞らせることがないように対応していきたいと考えております。

今後、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社と緊密に連携することで、1年後に迫った当制度の速やかな導入を図るとともに、海上貨物のセキュリティーの確保に貢献する所存です。

(以上)